

「こども家庭相談センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十八号

「こども家庭相談センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

「こども家庭相談センター所長に対する事務委任規則（平成十八年九月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一号ア中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同号ウ中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号エ中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同号オ中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号カ中「割合」を「額」に改め、同号コ中「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の三第二項」に改め、同号サ中「第五十七条の四」を「第五十七条の四第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。